

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

○環境省令第四号（平成十四年三月七日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二第一項第一号及び第十五条の二の二の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第十三項第五号中「定量ずつ連続的に」を削り、同項第六号に次の一号を加える。

七 プラズマ分解方式の施設にあつては、次のよること。

イ 外気と遮断された状態で、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

（1）高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。

（2）廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解に必要な滞留時間を適正に保つことができるものであること。

（3）プラズマの発生に必要なガスの供給量を適正に保つことができるものであること。

（4）外気と遮断されたものであること。

（5）プラズマの発生に必要なガスの供給装置及び電力の供給装置が設けられていること。

（6）反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。

（7）プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

（8）爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

（1）反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素を除去することができるものであること。

（2）除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

ホ 粒子状の物質を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

第十二条の二第十四項第四号イを次のように改める。

イ 供給設備は、ポリ塩化ビフェニル汚染物を破碎することができるものであること。

第十二条の七第十三項第三号ロ中「反応器内の水及び酸化剤を加熱及び圧縮し、反応器内が水熱酸化分解に必要な温度及び圧力に達した後、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物を投入し、」を「反応中は、」に改め、同項第四号ロ中「反応設備内が廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解に必要な温度及び圧力に達した後、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物を投入し、」を「反応中は、」に改め、同項第五号に次の一号を加える。

六 プラズマ分解方式の施設にあつては、次のよること。

イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を調節すること。

ロ 反応器内がプラズマ状態（プラズマが継続的に発生している状態をいう。ハにおいて同じ。）に達した後、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物を投入し、異常な高温又は高圧とならないようにすること。

ハ プラズマ状態を維持するために必要となるガスの供給量並びに電流及び電圧を保つこと。

ニ プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ホ 除去設備内にたい積した粒子状の物質を除去すること。

ヘ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。

ト 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しない

- ように当該物質を排出し、貯留すること。
- チ 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が一立方メートル当たり0・一ナノグラム以下となるように処理すること。
- リ 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
- ヌ 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- ル 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- ヲ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル

含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

- ワ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

第十二条の七第十四項第二号ハ中「反応器内の水及び酸化剤を加熱及び圧縮し、反応器内が水熱酸化分解に必要な温度及び圧力に達した後、ポリ塩化ビフェニル汚染物を投入し」を「反応中は」に改め、同項第三号ハ中「反応設備内がポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度及び圧力に達した後、ポリ塩化ビフェニル汚染物を投入し、反応」を「反応中は、ポリ塩化ビフェニルの分解」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。